

浜田市立中学校における部活動の
地域連携・地域展開に係る方針

令和 8 年 2 月

浜田市教育委員会

目次

はじめに.....	2
1 基本方針.....	5
(1) 基本的な考え方.....	5
(2) 今後の取組計画.....	5
2 役割分担.....	5
(1) 市の役割.....	5
(2) 学校の役割.....	6
3 地域スポーツ・文化芸術活動の環境整備.....	6
(1) 環境整備の考え方.....	6
(2) 体制の整備.....	7
(3) 指導者の質・量の確保.....	7
(4) 活動場所の確保及び移動負担の軽減.....	7
(5) 費用負担の在り方.....	8
(6) 保険への加入.....	8
(7) 活動の周知.....	8
(8) 高等学校入学者選抜への対応.....	8

はじめに

・部活動の意義

学校の部活動は、スポーツ・芸術・文化・科学等に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部の責任者（顧問）の指導の下、学校教育の一環として行われており、体力や技術、感性の向上を図るだけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感、

連帯感などを育成するとともに、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員等との人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなど、充実した学校生活を過ごしていく上で重要な教育活動である。

・部活動を取り巻く諸課題

生徒数の減少により、学校単独での大会参加ができないなど、学校単位での部活動が成り立たなくなりつつある。

また、専門的な指導を受けたい、いろいろなスポーツ・文化芸術活動を体験したい、卒業後に続けられる場所が欲しいといった子どもたちの多様なニーズや、学校における教員の負担、安定的な活動をするための経費確保、施設の老朽化などによる練習環境の悪化といった様々な課題が顕在化しており、学校だけでは、多様で継続的な活動を抱えきれなくなっている。

・浜田市のこれまでの取組

本市では、部活動の充実と教員の負担軽減を図るため、平成 30 年度から地域指導者を配置している。

また、令和 5 年度からは、部活動の「地域連携」の一環として、顧問に代わって単独で指導ができる「部活動指導員」の配置や複数校の生徒が集まって活動する「合同部活動」に取り組んでいる。

さらに、部活動の地域連携及び地域展開（以下「地域展開等」という。）の検討に当たり、生徒及び地域団体を対象としたアンケート調査を行い、生徒のニーズや地域団体における受入の可能性等の把握に努めている。

【生徒向けアンケート調査】

○実施時期 令和 6 年 2 月

○調査対象 市内の中学校に在籍する 1・2 年生（823 名）

○回答率 85.7%（705 名／823 名）

○主な調査結果

- ・約 8 割の生徒が現状の部活動に満足している一方で、2 割程度の生徒は、「部員数が少ない」、「練習がつまらない」などと感じている。

- ・約半数の生徒は、「部活動とは別の競技や活動をしてみたい」、「他の学校の生徒と活動をしてみたい」と考えている。
- ・活動の満足度を高めるためには、「専門的で丁寧な指導（40.6%）」、「気軽に楽しめること（33.4%）」、「健康への配慮（31.8%）」、「勝利を目指す活動（30.0%）」などが必要と考えている。

【スポーツ・文化芸術団体向けアンケート調査】

- 実施時期 令和7年9月
- 調査対象 学校開放利用団体及び文化協会会員等（141団体）
- 回答率 50.4%（71団体／141団体）
- 主な調査結果
 - ・中学生が所属している団体は、2割程度となっている。
 - ・約半数の団体が「中学生の受け入れを検討できる」と回答。
 - ・中学生の受け入れに当たっては、「保護者の理解・協力（51.4%）」、「指導者の確保（45.7%）」、「活動日時の調整（45.7%）」を課題と考えている団体が多い。
 - ・学校の部活動に指導者を派遣できる（又は派遣できそう）と回答した団体は、2割に満たず、部活動の時間帯に指導ができる指導者の確保が課題となっている。

【石見神楽団体向けアンケート調査】

- 実施時期 令和7年10月
- 調査対象 市内の石見神楽団体（52団体）
- 回答率 59.6%（31団体／52団体）
- 主な調査結果
 - ・約4割の団体に中学生が所属している。
 - ・約6割の団体が「中学生の受け入れを検討できる」と回答。
 - ・中学生の受け入れに当たっては、「指導者の確保（48.4%）」、「活動日時の調整（45.2%）」、「保護者の理解・協力（45.2%）」を課題と考えている団体が多い。

・浜田市の目指す方向性

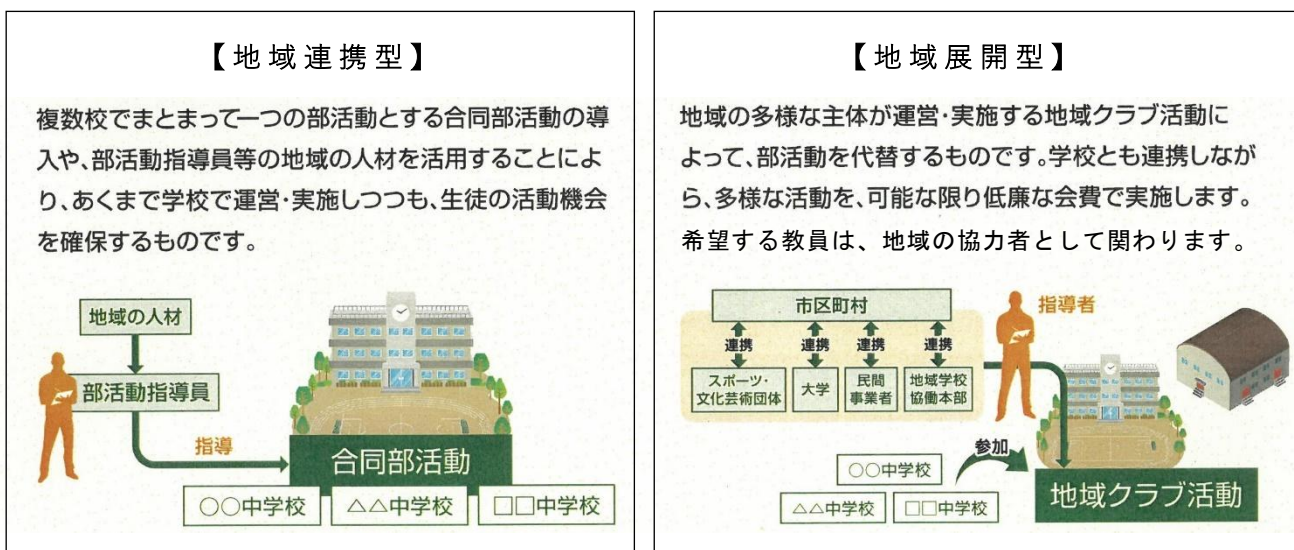
「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意

識のもと、行政、学校、地域のスポーツ・文化芸術団体等が、一緒になって知恵を出し合い、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむための持続可能な環境を地域においてどのように整えていくかが大切である。

文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下、「国のガイドライン」という。）及び島根県教育委員会「島根県公立中学校における部活動の地域連携・地域展開に係る方針」を踏まえつつ、限られた資源（人材・施設・予算等）を有効活用し、地域の実情に合った地域展開等を目指していく。

・ 方針の対象範囲

浜田市立中学校の生徒の活動を対象とする。



部活動の「地域連携」と「地域展開」の違い

（スポーツ庁「部活動の地域連携・地域移行ポスター」を参考に作成）

1 基本方針

(1) 基本的な考え方

ア 市が主体となり、学校や地域と連携して、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる持続可能な環境構築を検討する。

イ 令和12年（2030年）に開催が予定されている「島根かみあり国スポ・全スポ」を見据え、当該年度末までの部活動の在り方を検討する。

ウ 休日における全ての部活動を対象とし、地域のスポーツ・文化芸術団体等による活動（以下「地域クラブ活動」という。）への展開（〔地域展開型〕）を目指す。

その上で、活動の受け皿の確保等の諸課題の解決が難しい場合は、部活動への指導者の配置や複数校による合同部活動の実施（〔地域連携型〕）等により、子どもたちの活動機会を確保する。

エ 平日の部活動については、基本的に教員や部活動指導員の指導のもと、技術・技能等の向上のみならず、生徒の生きる力の育成、豊かな学校生活の実現に意義や効果を有するものとして、時代に合った形で維持・発展させていくこととし、可能な場合には、休日と同様に地域展開に取り組んでいく。

(2) 今後の取組計画

ア 市は、本方針に基づき、令和8年度から休日の部活動の地域展開等に向けた具体的な検討を行い、可能な部活動から順次地域展開等を進める。

イ 地域展開へ段階的につなげていくため、また部活動の維持・発展のため、部活動指導員の配置や複数校による合同部活動等（〔地域連携型〕）の充実を図る。

ウ 市は、部活動及び地域クラブ活動の状況を継続的に調査・検証し、国県の動向も踏まえ、適宜、方針の見直しを行う。

2 役割分担

(1) 市の役割

ア 国県の動向を確認しつつ、先行事例の情報を参考にしながら

具体的な取組を検討する。

イ 検討に当たり、市内の学校関係者、関係団体及び指導者等（以下「市内関係者」という。）と協議・調整を行う。

ウ 学校と連携し、本方針及び具体的な取組等について、保護者等の学校関係者に周知・説明する。

（2）学校の役割

ア 本方針に基づき、必要に応じて学校運営協議会において学校の方針及び具体的な取組等について協議し、学校関係者の理解・承諾を得る。

3 地域スポーツ・文化芸術活動の環境整備

（1）環境整備の考え方

学校を含む地域が一体となって地域の生涯スポーツ・文化芸術活動を創っていくことを目的に、以下の観点で地域の実情に応じた環境の構築を検討する。

ア 部活動が担う新たな役割

（ア）部活動を、生涯スポーツ・文化芸術活動への入り口として捉え、技術・技能等の向上のみならず、スポーツ・文化芸術活動を楽しむことの本質や重要性、多様な人との関わり方等を学ぶ場とする。

（イ）生徒が主体となって方針を考えたり活動内容を選んだりし、教員はプロデュースとマネジメントをするなど、生徒の自主性を尊重した活動とする。

（ウ）「浜田市中学校部活動ガイドライン」（令和6年7月改訂）に基づき、適切な休養日・活動時間の設定等、生徒に過度な負荷がかかることがないよう配慮する。

イ 持続可能な生涯スポーツ・文化芸術活動の場の実現

（ア）部活動にない種目や大人数での活動機会を創設することで、生徒のニーズに応じたスポーツ・文化芸術活動の場の実現を図る。

（イ）地域に活動を受け入れられる団体がない場合には、地域

の協会・連盟等と協力して受け皿となる団体を作ることや部活動指導員等を活用した部活動により、活動の機会を確保する。

(ウ) 次の世代の子どもたちもスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるよう、将来にわたって持続可能な仕組みづくりを念頭に取組を進める。

ウ 競技力や技能の向上を主眼とした活動との役割分担

(ア) 競技力や技能の向上を主眼とした強化・育成のための活動については、学校外(協会・連盟傘下のクラブ・少年団等)と役割を分担し、連携を図りながら行う。

(2) 体制の整備

ア 市及び学校は、状況に応じて市内関係者と協議する場を設け、情報共有や連絡調整を図る。また、県や他市町とも連携を図り、複数校や市町をまたいだ活動についても適宜検討する。

イ 市は、地域クラブ活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にするため、地域クラブ活動の運営団体等と協議の場を設け、共通理解を図る。

ウ 市は、国のガイドラインを踏まえ、地域クラブ活動の認定制度について検討する。

(3) 指導者の質・量の確保

ア 市は、県の規定及び運用並びに国が示す手引き等を参考にし、て教員の兼職兼業の取扱いについて検討する。

イ 市は、地域のスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努める。

ウ 市は、地域クラブ活動の運営団体等に対して、参加者の心身の健康管理及び事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶するよう、適宜、研修会の開催や指導助言に努める。

(4) 活動場所の確保及び移動負担の軽減

ア 市は、地域クラブ活動を行う団体等の学校施設、社会教育施設及び文化施設等の利用について、利用制限の緩和や低廉な利

用料の設定等により、利用しやすい環境づくりに努める。

イ 市及び学校は、学校施設の円滑な利用のため、利用ルールの見直しや施設管理に必要な環境整備について検討する。

ウ 市は、地域クラブ活動に参加する際の移動負担を軽減するため、地域クラブ活動の活動場所ができる限り偏在しないようにするなどの対応を検討する。

(5) 費用負担の在り方

ア 市は、経済的に困窮する家庭への支援等も含め、地域クラブ活動が将来にわたって安定的に運営できるよう、持続可能な費用負担の在り方について検討する。

(6) 保険への加入

ア 市は、地域クラブ活動の運営団体等に対して、生徒が活動に参加する際には、原則保険に加入するよう協力を求める。

(7) 活動の周知

ア 市は、本方針、具体的な取組及びスケジュール等について、市内関係者への説明や広報誌等での周知に努める。

(8) 高等学校入学者選抜への対応

ア 学校は、個人調査報告書の「諸活動の記録」欄に在学中のスポーツ・文化活動等について記載する際には、部活動のみならず地域クラブ活動等の学校外での活動についても状況の把握に努める。

イ 市及び学校は、地域クラブ活動の運営団体等に対して、生徒の活動記録（大会・コンクールの成績等）を提供するよう協力を求める。